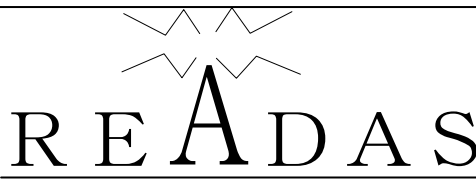


第 4977 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 5月 8日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

👉 登録免許税の軽減措置

Q：登録免許税の軽減措置が新設されたようですが、どんな内容なのですか？

A：特定の増改築等がされた住宅用家屋の移転登記に係る登録免許税が0.1%となります。

【解説】

この制度は、平成26年度の税制改正で新設されたもので、特定の増改築等がされた住宅用家屋の移転登記に係る登録免許税の税率が軽減されるという内容のものです。

税率は0.1%で、適用期間は、平成26年4月1日から平成28年3月31日までとなっています。

この制度の適用を受けるには、登記の申請書に住宅用家屋の所在地の市区町村長の証明書を添付の上、その住宅用家屋の新築又は取得後1年以内に登記を受けなければなりません。

なお、この他、次の住宅関連の登録免許税の軽減措置は、平成28年3月31日まで、2年間延長されています。

(1) 特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等の税率の軽減

- ・所有権の保存登記…0.1%
- ・所有権の移転登記…マンション0.1%
…戸建て住宅0.2%

(2) 認定低炭素住宅の所有権の保存登記等の税率の軽減

- ・所有権の保存登記…0.1%
- ・所有権の移転登記…0.1%

